

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

目次

第1章 建設（第1条）

第2章 教育環境（第2条）

附則

第1章 建設

第1条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	1 <u>建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）</u>にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	1 <u>建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定</u> <u>（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）</u> <u>を要しない場合</u> <u>建築物を建築する場合</u> <u>（移転する場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が</u>
		(1) 30㎡以下 1件につき 7,000円 (2) 30㎡を超え、100㎡			(1) 30㎡以下 1件につき 7,000円 (2) 30㎡を超え、100㎡

以下 1件
につき
14,000円
(3) 100㎡を
超え、200㎡
以下 1件
につき
24,000円
(4) 200㎡を
超え、500㎡
以下 1件
につき
31,000円
(5) 500㎡を
超え、1,000
㎡以下 1
件につき
58,000円
(6) 1,000㎡
を超え、
2,000㎡以下
1件につき
78,000円
(7) 2,000㎡
を超え、
10,000㎡以
下 1件に
つき
235,000円
(8) 10,000
㎡を超え、
50,000㎡以
下 1件に
つき
420,000円
(9) 50,000
㎡を超える
1件につき
777,000円

※ 建築物を移
転し、その大規
模の修繕若し
くは大規模の
模様替えをし、
又はその用途

以下 1件
につき
14,000円
(3) 100㎡を
超え、200㎡
以下 1件
につき
24,000円
(4) 200㎡を
超え、500㎡
以下 1件
につき
31,000円
(5) 500㎡を
超え、1,000
㎡以下 1
件につき
58,000円
(6) 1,000㎡
を超え、
2,000㎡以下
1件につき
78,000円
(7) 2,000㎡
を超え、
10,000㎡以
下 1件に
つき
235,000円
(8) 10,000
㎡を超え、
50,000㎡以
下 1件に
つき
420,000円
(9) 50,000
㎡を超える
1件につき
777,000円

※ 建築物を移
転し、その大規
模の修繕若し
くは大規模の
模様替えをし、
又はその用途

を変更する場
合にあっては、
当該移転、修
繕、模様替え又
は用途の変更
に係る部分の
床面積の2分
の1について
算定する。

を変更する場
合にあっては、
当該移転、修
繕、模様替え又
は用途の変更
に係る部分の
床面積の2分
の1について
算定する。

2 構造計算適

合性判定を要
する場合 1

の(1)から

(9)までの額

に、構造計算適

合性判定を要

する一の建築

物(建築基準法

施行令(昭和25

年政令第338

号)第81条第4

項の規定によ

り、別の建築物

とみなされる

建築物にあっ

ては、当該別の

建築物とみな

される建築物)

ごとに次の

(1)から(5)

までの額を加

算した金額

(1) 構造計

算適合性判

定に係る部

分の床面積

の合計(市長

が別に定め

る算定方法

によって算

定したもの

をいう。以下

この項にお

いて「判定対

象床面積」と

いう。)が
1,000㎡以下
ア イ以外
のもの
159,000円

イ 構造計
算が建築
基準法第
20条第2
号イ又は
第3号イ
に規定す
る国土交
通大臣の
認定を受
けたプロ
グラム(以
下この項
において
「大臣認
定プログ
ラム」とい
う。)によ
り行われ
るもの
110,000円

(2) 判定対
象床面積が
1,000㎡を超
え2,000㎡以
下
ア イ以外
のもの
212,000円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
137,000
円

(3) 判定対
象床面積が
2,000㎡を超

え10,000㎡
以下
ア イ以外
のもの
243,000円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
150,000
円

(4) 判定対
象床面積が
10,000㎡を
超え50,000
㎡以下

ア イ以外
のもの
321,000円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
190,000
円

(5) 判定対
象床面積が
50,000㎡を
超える

ア イ以外
のもの
590,000円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
322,000
円

宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査を含む構造計算適合性判定を要する場合 1
の（1）から（9）までの額に、構造計算適合性判定を要する一の建築物（建築基準法施行令第81条第4項の規定により、別の建築物とみなされる建築物にあっては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに次の（1）から（5）までの額を加算した金額
（1） 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において「判定対象床面積」と

いう。)が
1,000㎡以下
ア イ以外
のもの
171,480円

イ 構造計
算が建築
基準法第
20条第2
号イ又は
第3号イ
に規定す
る国土交
通大臣の
認定を受
けたプロ
グラム(以
下この項
において
「大臣認
定プログ
ラム」とい
う。)によ
り行われ
るもの
118,560円

(2) 判定対
象床面積が
1,000㎡を超
え2,000㎡以
下
ア イ以外
のもの
228,720円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
147,720
円

(3) 判定対
象床面積が
2,000㎡を超

え10,000㎡
以下
ア イ以外
のもの
262,200円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
161,760
円

(4) 判定対
象床面積が
10,000㎡を
超え50,000
㎡以下
ア イ以外
のもの
346,440円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
204,960
円

(5) 判定対
象床面積が
50,000㎡を
超える
ア イ以外
のもの
636,960円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
347,520
円

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定による建築物に関する完了検査</p>	<p>建築物に関する完了検査手数料</p>	<p>建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき 14,000円 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 17,000円 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 24,000円 200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 35,000円 500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 59,000円 1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 82,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 208,000円 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 331,000円 50,000㎡を超える 1件につき 666,000円 ※ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては、当</p>
---	-----------------------	---

<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第14項の規定による建築物に関する完了検査</p>	<p>建築物に関する完了検査手数料</p>	<p>建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき 14,000円 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 17,000円 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 24,000円 200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 35,000円 500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 59,000円 1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 82,000円 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 208,000円 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 331,000円 50,000㎡を超える 1件につき 666,000円 ※ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては、当</p>
---	-----------------------	---

		該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定による建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき 17,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円) (2) 昇降機以外の建築設備の場合(建築物を建築した場合を除く。) 一の建築設備につき 17,000円
建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定による工作物に関する完了検査	工作物に関する完了検査手数料	一の工作物につき 12,000円
建築基準法第7条第1項の規定による同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査又は同法第18条第16項の規定に	中間検査を受けた建築物に関する完了検査手数料	建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき 12,000円 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 15,000円

		該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定による建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	(1) 昇降機の場合 一基につき 17,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円) (2) 昇降機以外の建築設備の場合(建築物を建築した場合を除く。) 一の建築設備につき 17,000円
建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定による工作物に関する完了検査	工作物に関する完了検査手数料	一の工作物につき 12,000円
建築基準法第7条第1項の規定による同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査又は同法第18条第14項の規定に	中間検査を受けた建築物に関する完了検査手数料	建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき 12,000円 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 15,000円

よる同法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査

100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 23,000円

200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 33,000円

500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 57,000円

1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 77,000円

2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 191,000円

10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 315,000円

50,000㎡を超える 1件につき 650,000円

建築基準法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定による建築物に関する中間検査

建築物に関する中間検査手数料

中間検査を行う部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき 13,000円

30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 17,000円

100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 23,000円

200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 31,000円

500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 52,000円

よる同法第18条第19項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査

100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 23,000円

200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 33,000円

500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 57,000円

1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 77,000円

2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 191,000円

10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 315,000円

50,000㎡を超える 1件につき 650,000円

建築基準法第7条の3第1項又は第18条第17項の規定による建築物に関する中間検査

建築物に関する中間検査手数料

中間検査を行う部分の床面積の合計が30㎡以下 1件につき 13,000円

30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 17,000円

100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 23,000円

200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 31,000円

500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 52,000円

1,000㎡を超え、
2,000㎡以下 1
件につき
72,000円
2,000㎡を超え、
10,000㎡以下
1件につき
165,000円
10,000㎡を超え、
50,000㎡以下
1件につき
261,000円
50,000㎡を超え
る 1件につき
552,000円
※ 床面積の合
計は、最下階
の床の施工が
始まる前の工
程の場合にあ
っては、最下
階の床がある
ものとみなし
て床面積を算
定し、それ以
外の工程の場
合にあっては、
はり等の床を
支える構造の
主要な部分が
施工されている
場合において
は、床がある
ものとみなし
て床面積を算
定する。ただ
し、既に建築基
準法第7条の
3第4項又は
第18条第20項
の規定による
中間検査を行
った部分の床
面積は除くも
のとする。

1,000㎡を超え、
2,000㎡以下 1
件につき
72,000円
2,000㎡を超え、
10,000㎡以下
1件につき
165,000円
10,000㎡を超え、
50,000㎡以下
1件につき
261,000円
50,000㎡を超え
る 1件につき
552,000円
※ 床面積の合
計は、最下階
の床の施工が
始まる前の工
程の場合にあ
っては、最下
階の床がある
ものとみなし
て床面積を算
定し、それ以
外の工程の場
合にあっては、
はり等の床を
支える構造の
主要な部分が
施工されている
場合において
は、床がある
ものとみなし
て床面積を算
定する。ただ
し、既に建築基
準法第7条の
3第4項又は
第18条第18項
の規定による
中間検査を行
った部分の床
面積は除くも
のとする。

建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号 (これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 120,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき 27,000円
マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次の1から3までに掲げる区分に応じ、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計

建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号(これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1件につき 120,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき 27,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じ、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に

長期優良住宅
建築等計画の
認定の申請に
対する審査

に応じ、次に掲げ
る額（当該住宅
が一戸建ての住
宅（住宅の用途
以外の用途に供
する部分を有し
ないものに限る。
次項において同
じ。）の場合に
おいては、1の
(1)、2の(1)
又は3の(1)に
掲げる額）

1 当該申請に
併せて登録住
宅性能評価機
関による審査
を受けた長期
優良住宅の普
及の促進に関
する法律第6
条第1項各号
に掲げる基準
に適合してい
ることを示す
書類が提出さ
れた場合

(1) 一戸建
ての住宅

6,000円

(2) 床面積
の合計（以
下この項及
び次項にお
いて「床面
積」という。）
が500㎡以下
のとき

13,000円

(3) 床面積
が500㎡を超
え1,000㎡以
下のとき

24,000円

(4) 床面積

の認定の申請
に対する審査

応じ、次に掲げ
る額（当該住宅
が一戸建ての住
宅（住宅の用途
以外の用途に供
する部分を有し
ないものに限る。
次項において同
じ。）の場合に
おいては、1の
(1)又は2の
(1)に掲げる額）

1 当該申請に
併せて登録住
宅性能評価機
関による審査
を受けた長期
優良住宅の普
及の促進に関
する法律第6
条第1項各号
に掲げる基準
に適合してい
ることを示す
書類が提出さ
れた場合

(1) 一戸建
ての住宅

6,000円

(2) 床面積
の合計（以
下この項及
び次項にお
いて「床面
積」という。）
が500㎡以下
のとき

13,000円

(3) 床面積
が500㎡を超
え1,000㎡以
下のとき

24,000円

(4) 床面積

が1,000㎡を
超え2,500㎡
以下のとき

35,000円

(5) 床面積
が2,500㎡
を超え5,000
㎡以下のと
き 65,000
円

(6) 床面積
が5,000㎡を
超え10,000
㎡以下のと
き 112,000
円

(7) 床面積
が10,000㎡
を超え
20,000㎡以
下のとき
185,000円

(8) 床面積
が20,000㎡
を超え
30,000㎡以
下のとき
228,000円

(9) 床面積
が30,000㎡
を超えるとき 243,000
円

2 当該申請
に併せて住
宅の品質確
保の促進等
に関する法
律（平成11
年法律第81
号）第6条
第1項に規
定する設計
住宅性能評
価書の写し

が1,000㎡を
超え2,500㎡
以下のとき

35,000円

(5) 床面積
が2,500㎡
を超え5,000
㎡以下のと
き 65,000
円

(6) 床面積
が5,000㎡を
超え10,000
㎡以下のと
き 112,000
円

(7) 床面積
が10,000㎡
を超え
20,000㎡以
下のとき
185,000円

(8) 床面積
が20,000㎡
を超え
30,000㎡以
下のとき
228,000円

(9) 床面積
が30,000㎡
を超えるとき 243,000
円

が提出され
た場合

(1) 一戸建
ての住宅
23,000円

(2) 床面積
の合計(以下
この項及び
次項におい
て「床面積」
という。)が
500㎡以下の
とき
72,000円

(3) 床面積
が500㎡を超
え1,000㎡以
下のとき
112,000円

(4) 床面積
が1,000㎡を
超え2,500㎡
以下のとき
207,000円

(5) 床面積
が2,500㎡を
超え5,000㎡
以下のとき
350,000円

(6) 床面積
が5,000㎡を
超え10,000
㎡以下のと
き 535,000
円

(7) 床面積
が10,000㎡
を超え
20,000㎡以
下のとき
969,000円

(8) 床面積
が20,000㎡
を超え
30,000㎡以

下のとき

1,321,000円

(9) 床面積
が30,000㎡
を超えると
き

1,597,000円

3 1又は2以

外の場合

(1) 一戸建
ての住宅

57,000円

(2) 床面積
が500㎡以下
のとき

127,000円

(3) 床面積
が500㎡を超
え1,000㎡以
下のとき

200,000円

(4) 床面積
が1,000㎡を
超え2,500㎡
以下のとき

389,000円

(5) 床面積
が2,500㎡を
超え5,000㎡
以下のとき

692,000円

(6) 床面積
が5,000㎡を
超え10,000
㎡以下のと
き

1,185,000円

(7) 床面積
が10,000㎡
を超え

20,000㎡以
下のとき

2,187,000円

(8) 床面積
が20,000㎡

2 1以外の場
合

(1) 一戸建
ての住宅

57,000円

(2) 床面積
が500㎡以下
のとき

127,000円

(3) 床面積
が500㎡を超
え1,000㎡以
下のとき

200,000円

(4) 床面積
が1,000㎡を
超え2,500㎡
以下のとき

389,000円

(5) 床面積
が2,500㎡を
超え5,000㎡
以下のとき

692,000円

(6) 床面積
が5,000㎡を
超え10,000
㎡以下のと
き

1,185,000円

(7) 床面積
が10,000㎡
を超え

20,000㎡以
下のとき

2,187,000円

(8) 床面積
が20,000㎡

		<p>を超え 30,000㎡以 下のとき 3,123,000円 (9) 床面積 が30,000㎡ を超えると き 3,824,000円</p>			<p>を超え 30,000㎡以 下のとき 3,123,000円 (9) 床面積 が30,000㎡ を超えると き 3,824,000円</p>
<p>長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第6条第2項 の規定に基づ く長期優良住 宅建築等計画 の認定の申請 に対する審査</p>	<p>建築基準 関係規定 適合の審 査の申出 を伴う長 期優良住 宅建築等 計画認定 申請手 数料</p>	<p>前項に規定する 金額に、次の1に 定める額を加算 し、次の2又は3 に掲げる場合は それぞれ当該2 又は3に定める 額を更に加算し て得た金額</p> <p>1 次に掲げる 区分に応じそ れぞれ次に定 める額</p> <p>(1) 床面積 の合計が30 ㎡以下のも の 7,000円</p> <p>(2) 床面積 の合計が30 ㎡を超え100 ㎡以下のも の 14,000 円</p> <p>(3) 床面積 の合計が100 ㎡を超え200 ㎡以下のも の 24,000 円</p> <p>(4) 床面積 の合計が200 ㎡を超え500 ㎡以下のも の 31,000 円</p> <p>(5) 床面積</p>			

の合計が500
㎡を超え
1,000㎡以下
のもの
58,000円

(6) 床面積
の合計が
1,000㎡を超
え2,000㎡以
下のもの
78,000円

(7) 床面積
の合計が
2,000㎡を超
え10,000㎡
以下のもの
235,000円

(8) 床面積
の合計が
10,000㎡を
超え50,000
㎡以下のも
の 420,000
円

(9) 床面積
の合計が
50,000㎡を
超えるもの
777,000円

2 建築基準法

第87条の2の
昇降機に係る
部分が含まれ
る場合 次に
掲げる区分に
応じそれぞれ
次に定める額

(1) 昇降機
を設置する
もの((2)に
掲げるもの
を除く。)

1基につ
き 14,000
円

(小荷物専用昇降機については、
5,000円)

(2) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの1基につき 7,000円

(小荷物専用昇降機については、
4,000円)

3 建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写しの提出がなかった場合
申請に係る建築基準法第6条の3及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)を要する一の建築物につき次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 構造計算適合性判

定に係る部分の床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において「判定対象床面積」という。)が1,000㎡以下
ア イ以外
のもの

171,480円

イ 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの

118,560円

(2) 判定対象床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下
ア イ以外
のもの

228,720円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

147,720円

(3) 判定対象床面積が2,000㎡を超え10,000㎡以下

ア イ以外のもの

262,200円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

161,760円

(4) 判定対象床面積が10,000㎡を超え50,000㎡以下

ア イ以外のもの

346,440円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

204,960円

(5) 判定対象床面積が50,000

		<p>m²を超える ア イ以外 のもの 636,960円 イ 構造計 算が大臣 認定プロ グラムに より行わ れるもの 347,520 円</p>			
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の1の(1)から(9)まで、2の(1)から(9)まで及び3の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項1の(1)、2の(1)</u></p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて<u>前項1の(1)から(9)まで及び2の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項1の(1)又は2の(1)に掲げる額)</u></p>

		又は3の(1)に掲げる額)
(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定める額を加算し、次の2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額</p> <p>1 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が30㎡以下のもの 7,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの 14,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの 24,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下のもの 31,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下のもの</p>

(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定める額を加算し、次の2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額</p> <p>1 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が30㎡以下のもの 7,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの 14,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの 24,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下のもの 31,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下のもの</p>

58,000円

(6) 床面積
の合計が
1,000㎡を超
え2,000㎡以
下のもの

78,000円

(7) 床面積
の合計が
2,000㎡を超
え10,000㎡
以下のもの

235,000円

(8) 床面積
の合計が
10,000㎡を
超え50,000
㎡以下のも
の 420,000
円

(9) 床面積
の合計が
50,000㎡を
超えるもの
777,000円

2 建築基準法
第87条の2の
昇降機に係る
部分が含まれ
る場合 次に
掲げる区分に
応じそれぞれ
次に定める額

(1) 昇降機
を設置する
もの((2)に
掲げるもの
を除く。)

1基につき
14,000円

(小荷物専用
昇降機につい
ては、5,000円)

(2) 建築基
準法第6条

58,000円

(6) 床面積
の合計が
1,000㎡を超
え2,000㎡以
下のもの

78,000円

(7) 床面積
の合計が
2,000㎡を超
え10,000㎡
以下のもの

235,000円

(8) 床面積
の合計が
10,000㎡を
超え50,000
㎡以下のも
の 420,000
円

(9) 床面積
の合計が
50,000㎡を
超えるもの
777,000円

2 建築基準法
第87条の2の
昇降機に係る
部分が含まれ
る場合 次に
掲げる区分に
応じそれぞれ
次に定める額

(1) 昇降機
を設置する
もの((2)に
掲げるもの
を除く。)

1基につき
14,000円

(小荷物専用
昇降機につい
ては、5,000円)

(2) 建築基
準法第6条

第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの1基につき7,000円

(小荷物専用昇降機については、4,000円)

3 建築基準法

第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写しの提出がなかった場合

申請に係る建築基準法第6条の3及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)

を要する一の建築物につき次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したもの

第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの1基につき7,000円

(小荷物専用昇降機については、4,000円)

3 構造計算適合性判定を要する場合

申請に係る構造計算適合性判定を要する一の建築物につき次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 判定対象床面積が1,000㎡以下のもの

をいう。以下この項において「判定対象床面積」という。）が

1,000㎡以下のもの

アイ以外のもの

171,480円

イ 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの

118,560円

(2) 判定対象床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの

アイ以外のもの

228,720円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行わ

アイ以外のもの

171,480円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

118,560円

(2) 判定対象床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの

アイ以外のもの

228,720円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行わ

れるもの
147,720
円

(3) 判定対象床面積が2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの
アイ以外のもの

262,200円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

161,760

円

(4) 判定対象床面積が10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの

アイ以外のもの

346,440円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

204,960

円

(5) 判定対象床面積が50,000㎡を超えるもの
アイ以外のもの

636,960円

イ 構造計算が大臣

れるもの
147,720
円

(3) 判定対象床面積が2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの
アイ以外のもの

262,200円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

161,760

円

(4) 判定対象床面積が10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの

アイ以外のもの

346,440円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの

204,960

円

(5) 判定対象床面積が50,000㎡を超えるもの
アイ以外のもの

636,960円

イ 構造計算が大臣

		認定プログラムにより行われるもの 347,520円			認定プログラムにより行われるもの 347,520円
--	--	------------------------------	--	--	------------------------------

第2章 教育環境

第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) 第19条の規定による登録票の交付又はその更新若しくは再交付	登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) 第19条の規定による登録票の交付又はその更新若しくは再交付	登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査の項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の改正規定に限る。） 平成27年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成27年5月29日
- (3) 第1条の規定（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査の項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6

条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の改正
規定を除く。) 平成27年6月1日